

第 2 1 回大阪市路上喫煙対策委員会

日時：平成 2 6 年 6 月 2 4 日

開会 午後 3 時 0 0 分

○事務局（北野課長代理） それでは、大変お待たせをいたしました。定刻が参りましたので、ただいまから第 2 1 回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

議題に入りますまでの間、事務局のほうで進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

初めに、ただいま御出席いただいております委員の皆様方は、7 名全員が御出席でございます。大阪市路上喫煙対策委員会規則第 3 条第 2 項の規定により、本会が成立しておりますことを御報告を申し上げます。

ここで、傍聴者の皆様をお願いいたします。あらかじめ事務局から御説明をさせていただきました傍聴要領に従い、静かに傍聴していただきますよう御協力をよろしく願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、大阪市環境局長の山本より御挨拶を申し上げます。

○山本局長 環境局長の山本でございます。第 2 1 回大阪市路上喫煙対策委員会の開催に当たりまして一言御挨拶をさせていただきます。

本日は御多用の中、大阪市路上喫煙対策委員会に御出席賜りまことにありがとうございます。先般、6 月 1 日付けで第 4 期の委員委嘱を行わせていただきました。委員の皆様方には、それぞれ御専門の分野において、大変忙しい中、委員に御就任いただきまして、厚くお礼申し上げます。

2 年間、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本市の路上喫煙対策につきましては、健康、あるいは防火、防災、まちの美化といった観点から、市民の皆さんが安心して暮らすことのできる、安全で快適な生活環境を確保することを目的といたしまして、平成 1 9 年 4 月に路上喫煙の防止に関する条例を施行し、市民に路上喫煙をしないよう努力する義務を課すとともに、現在、御堂

筋を中心とする禁止地区を指定して、過料徴収を行っております。

近年、禁止地区の拡大を求める市民の声が多く寄せられており、平成25年6月に当委員会から賜りました御答申で新たな路上喫煙禁止地区にかかる考え方につきまして、駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の意見を踏まえて総合的に判断されたいという提言を受けております。

そのことを踏まえまして、今般、都島区より、京橋地区の禁止地区指定の申し出がございましたので、後ほど、諮問させていただきたいと存じます。

新たな禁止地区の指定に当たりましては、さまざまな御意見があるものと思われまします。活発な御審議の程よろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会に当たりましての私の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（北野課長代理） 本日は、委員改選後、初めての委員会でございます。ここで、委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。

御手元でございます大阪市路上喫煙対策委員会委員名簿の順に御紹介をさせていただきます。なお、お名前だけの御紹介とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、大久保委員でございます。

○大久保委員 よろしくお願いたします。

○事務局（北野課長代理） 清見委員でございます。

○清見委員 よろしくお願いたします。

○事務局（北野課長代理） 後藤委員でございます。

○後藤委員 よろしくお願いたします。

○事務局（北野課長代理） 田中委員でございます。

○田中委員 よろしくお願いたします。

○事務局（北野課長代理） 藪根委員でございます。

○藪根委員 よろしくお願いたします。

○事務局（北野課長代理） 山西委員でございます。

○山西委員 よろしくお願いたします。

○事務局（北野課長代理） 吉田委員でございます。

○吉田委員 どうぞよろしくお願いたします。

○事務局（北野課長代理） それでは引き続きまして、委員長の互選を行いたいと存じます。

大阪市路上喫煙対策委員会規則第2条で「委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める」と規定をしておりますので、委員の皆様への互選により委員長の御選出を行っていただきたいと思っております。

どなたか御推挙いただけないでしょうか。

○吉田委員 はい。

○事務局（北野課長代理） 吉田委員、どうぞお願いたします。

○吉田委員 僭越ではございますが、御推挙させていただきます。

本委員会の課題を鑑みした場合、公平、中立な観点からの豊富な識見が求められるところでございますので、委員長には弁護士の山西美明先生に御就任いただけたらどうかと考えてます。

よろしくお願いたします。

○事務局（北野課長代理） ただいま吉田委員から、山西先生に委員長をお願いしてはどうかと御提案がございました。

ほかに御意見等ございますでしょうか。

無いようでございますので、山西先生に委員長をお願いしたいと存じますがよろしいでしょうか。

○山西委員 はい、よろしくお願いたします。

○事務局（北野課長代理） ありがとうございます。

それでは、山西委員長、正面の委員長席のほうにお移りをお願いしたいと存じます。

ここで、山西委員長に御挨拶をお願いしたいと存じます。

○山西委員長　　どうも皆さん、委員長に今、御指名いただきまして就任いたしました、弁護士の山西です。

どうかよろしく願いいたします。

従前、同じ大阪弁護士会所属の大先輩であり、日弁連の会長もなされた鬼追弁護士が委員長をされておられたということを知っております。

非常に鬼追弁護士と比べて若輩者ですけれども、精一杯きちんとした委員長を務めたいと思いますので、御協力の程、よろしく願いいたします。

○事務局（北野課長代理）　　ありがとうございました。

それでは、議題に入ります前に、ここでお手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

初めに、本日の次第をお配りをさせていただいていると思います。続きまして、先ほどごらんいただきました委員名簿と本日の配席図をお配りをさせていただいております。さらに、「第21回大阪市路上喫煙対策委員会資料」と銘打ちました冊子を配布させていただいております。最後に、新たな「路上喫煙禁止地区」（都島区京橋地域）の指定について（案）と記しましたA3版の資料をお手元に配布をさせていただいております。

資料のもれ等はございませんでしたか。

それでは、これ以降の議題につきましては、山西委員長に進行をお願いしたいと存じますので、委員長よろしく願いいたします。

○山西委員長　　はい。議題に入ります前に、委員長の代理の指名を行いたいと思います。大阪市路上喫煙対策委員会規則第2条第3項で、「あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する」と規定されておりますので、私のほうから指名させていただきます。

前の委員会におきましても、委員長代理を務めていただきました大久保委員に引き続きお願いしたいと思っております。

いかがでしょうか。

では、大久保委員、委員長代理をよろしくお願いいたします。

○大久保委員　　よろしくお願いいたします。

○山西委員長　　それでは、議題に入らせていただきたいと思います。

まずは一つ目の議題である、路上喫煙対策に関する取組状況について（報告）という
ことで、事務局のほうから御報告をお願いします。

○金箱課長　　事務局を担当しております。環境局事業部事業管理課長の金箱でござ
います。よろしくお願いいたします。

私のほうから路上喫煙対策に関する取組状況につきまして御報告させていただきます。

お手元にお配りしております第21回大阪市路上喫煙対策委員会資料、これに沿っ
て御報告いたします。

1ページをお開けください。

まず、（1）といたしましてこれまでの審議経過等につきましてここに記載させて
いただいております。

先ほど、局長の挨拶の中にもございましたように私ども大阪市では、たばこの副流
煙、そういったいろいろな問題から市民等の安心、安全、及び快適な生活環境を確保
することを目的といたしまして、平成19年4月1日『路上喫煙の防止に関する条
例』を施行したところでございます。

その後、4月に『路上喫煙対策委員会』によりまして私どものほう、大阪市から諮
問ということで「路上喫煙禁止地区」にかかる考え方について諮問いたしました。

同年6月には、中間答申①といたしまして、「路上喫煙禁止地区」の指定について
の考え方。同じく9月には、中間答申②といたしまして、「喫煙設備のあり方につい
て」それぞれ答申をいただきまして平成19年10月1日から「路上喫煙禁止地区」
といたしまして、御堂筋、及び大阪市役所、中央公会堂周辺を路上喫煙禁止地区とし
て指定しております。

10月1日から過料1,000円の徴収を開始しております。

その後、12月に答申の最終的な内容といたしまして、「(仮称)重点啓発推進地区」の指定についてということについて答申をいただき、それに基づきまして、平成20年度からは、「たばこ市民マナー向上エリア制度」というものを開始しました。これは、この条例だけでなく、また大阪市だけでなく、地域の市民や事業者などが主体となって自主的に路上喫煙の防止活動に取り組んでいただきたい。その活動を大阪府が支援する、というふうな制度でございまして、全国に先がけて開始いたしました。

また下に書いてありますように、当初は25団体でスタートいたしましたが、現在、24区全てにおきまして、70団体で取り組みを進めていただいております。

続きまして、2ページにうつります。

これは、平成19年の条例施行から現在までの過料の処分件数の表でございます。

19年度は、10月からの過料徴収ということで半年間ということで4,359件、その後、増加いたしまして、平成21年度には、年間で11,411件を見たとところでございます。

しかしながら、その後、いろんな活動の効果と申しますか、非常に減少傾向でございまして、平成25年度におきましては、5,883件と、一年目の半年を除きまして一番少なくなっている状況でございます。

引き続き、資料の3ページでございます。

これは、市内全域定点調査喫煙率(地点1~24)でございます。

毎年、定期的に定点調査ということでたばこを吸っている方、そういう方を調査いたしております。表が三つ区分してございまして、一番上が禁止地区における喫煙率、二つ目がたばこ市民マナー向上エリアに参加いただいている団体の、全てではございませんけれどもピックアップした地点での喫煙率、下段が、それ以外の地域での喫煙率を調べております。

条例施行前につきましては、禁止地区においては2.57%、たばこ市民マナー向上エリアにつきましては、0.81%、上記以外では、2.30%ということで、ト

ータルで1.77%の喫煙率でございました。

その後、漸次減少いたしまして、昨年8月の調査時点では、禁止地区においては0.20%、たばこ市民マナー向上エリアについては0.23%、それ以外の、上記以外の地点では0.66ということで、トータルいたしまして0.36%まで減少しております。

条例及びそれに基づく活動が徐々に効果があらわれているのかと考えております。

続きまして、4ページでございますが、先ほど申しましたたばこ市民マナー向上エリアの活動団体の一覧表でございます。現在のところ、24区全てで70団体が加入いただいております。

このさまざまな活動につきまして、5ページ以下、平成24年4月から平成25年3月、平成24年度の活動結果でございますが、それをつけさせていただきます。

直近の平成25年度の資料につきましては、現在のところ各団体から報告をいただいている最中ということで、本日のところ、申しわけございませんけれども、平成24年度の資料ということで御理解いただきたいと思います。

この中には、定期的に清掃活動をやった。それからティッシュ等で啓発活動を行ったりというふうな形の活動をそれぞれの団体で行っていただいているところでございます。

この資料の最後でございますが、参考といたしまして、先ほど申しました平成19年4月1日に施行しました条例、並びに、同施行規則、それから大阪市路上喫煙対策委員会規則、並びに、たばこ市民マナー向上エリア制度実施要綱をつけております。また後ほど御参照いただければと思います。

非常に簡単雑駁でございますけれども、路上喫煙対策に関する取組状況につきまして御報告させていただきます。

何とぞよろしくお願いたします。

○山西委員長 金箱課長ありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして何か御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、次の議題にうつらせていただきたいと思います。

新たな「路上喫煙禁止地区」（都島区京橋地域）の指定について大阪市から諮問を受けたいと思います。

○事務局（北野課長代理） それでは、前のほうによろしくお願ひいたします。

○山本局長 大阪市路上喫煙対策委員長 山西美明様、大阪市長 橋下 徹。新たな「路上喫煙禁止地区」（都島区京橋地域）の指定について（諮問）。標題について、大阪市路上喫煙の防止に関する条例第5条第3項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

（諮問理由）大阪市では、健康、防火、防災、まちの美化の観点から、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的として、大阪市路上喫煙の防止に関する条例を平成19年4月に施行し、市内の道路や公園などの公共の場所では、路上喫煙をしないよう努力する義務を課すとともに、御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を「路上喫煙禁止地区」に指定し、違反者に対しては、1,000円の過料に処しています。

平成25年6月に貴委員会から、新たな禁止地区の指定に当たっては、「駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の意見を踏まえ総合的に判断されたい。」との答申をいただき、区が「区政会議」等において区民等の意見を聴いて、当該区の総意として希望区域を選定することとなりました。

今般、都島区から京橋地域を禁止地区に指定したいとの申し出がありましたので、路上喫煙禁止地区の指定に当たり、大阪市路上喫煙の防止に関する条例第5条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を聴くため諮問します。

よろしくお願ひいたします。

○事務局（北野課長代理） どうもありがとうございました。

どうぞ、席のほうにお戻りを願ひます。

○山西委員長　委員の皆さん、諮問書がいきわたりましたでしょうか。裏側に諮問の理由が書いてございます。

ただいま市長から新たな路上喫煙禁止地区の指定につきまして諮問を受けたところでございます。

委員の皆様にはこれから、御検討よろしくお願いいたします。

それでは、新たな路上喫煙禁止地区の指定について、事務局のほうから御説明をお願いしたいと思います。

○金箱課長　それでは、私、金箱のほうからまず、説明をさせていただきます。

お手元の資料のA3横の資料をもとに説明させていただきたいと思います。

まず、6つありますが、左の一番上、これまでの取り組みについてでございますが、上の半分、先ほど御説明いたしました審議経過等と重複いたしますので、そこについては説明を割愛させていただきまして、平成24年12月21日というところからの説明ということで御理解いただきたいと思います。

まず、この平成24年12月21日に路上喫煙対策委員会におきまして、大阪市から路上喫煙禁止地区にかかる考えについて諮問させていただきました。

これは、平成19年から条例が施行されまして、平成19年10月から禁止地区が先ほど御説明のとおり御堂筋等で禁止地区がスタートしておりますが、その後、関西の政令指定都市でも京都市、神戸市、そこでは既に3カ所、堺市でも1カ所ということで、禁止地区の拡大というのが関西におきましても目立っております。

そういったところもございまして、市民からも路上喫煙についていろいろ意見が寄せられている。そういう中で、今後、新たに路上喫煙の禁止地区を制定するにあたって、どういった考え方で取り組んでいけばいいかということにつきまして諮問をさせていただきました。

平成25年6月11日には、その諮問に基づく答申をいただいたところです。

内容でございますが、その下の囲みの新たな「路上喫煙禁止地区」の指定に至るまでというところに答申内容を書かせていただいておりますが、内容の主な点といたし

ましては、駅周辺や通行者数が比較的多い地域、P R・抑止効果などとともに、区の見解を踏まえ総合的に判断されたい。（大阪市路上喫煙対策委員会答申）こういう形の考え方で禁止地区をまず考えてもらいたい。

それと禁止地区の区域（範囲）については、禁止地区の明確性を確保するという考え方を基本に検討・調整されたい。（大阪市路上喫煙対策委員会答申）というこういう主な内容での答申をいただいたところでございます。

これを受けまして、その下に書いてあります指定に至るプロセスという要件から、各区におきまして、それぞれ区内の見解、市民の声、それから区としての禁止地区の取り組みに対する考え方、それはさまざまでございますので、この禁止地区に関する検討を考えていただいている区を中心に説明会、それから各区との協議、調整を行ったところでございます。

その中で、後ほど詳細に説明いたしますけれども、今回、都島区役所さんのほうで、地元との調整、それから区役所としての考え方をまとめられまして、本日の諮問ということに至った経過でございます。

都島区京橋地域の指定についての経過、内容につきましては、本日、都島区役所のほうから小田課長が見えておりますので、都島区役所のほうから御説明させていただきます。

○都島区小田課長　　都島区役所のまちづくり推進課長の小田でございます。

貴重なお時間頂戴しましてありがとうございます。

今、さっき御説明がありましたとおり、京橋地区でこの間、路上喫煙の禁止に向けて動いてきた経過、並びにそこに至った流れを説明させていただきます。

京橋地区につきましては、平成19年に京橋地域の安全なまちづくり連絡協議会というものを立ち上げまして、もともと市民のマナーが悪いとか、自転車が多いとか放置されてるとか、看板が多いとか煙がけむたいとか安全に歩かれへんというようなことをたくさん市民の声でも言われまして、地元の商店街さん並びに地域振興会さん、それから関係機関、J Rさん、京阪さん、いろんなところに御協力をいただいて平成

19年6月からまちづくり活動に取り組んでるところでございます。

その中で、駐輪場の整備とかいろいろなことをしてきた中で、やはり京橋のエリアの中での滞留者による路上喫煙の煙の害とかたばこのポイ捨てとか、非常にたくさん環境問題について御意見を頂戴するような時代にもなってまいりましたし、御意見も頂戴してまいりました。

清掃活動も地域の方、一生懸命やっていたらいますし、まちづくり協議会でも定期的に清掃活動させていただいておりますが、マナーエリアの向上の地域エリア制度につきましても活動団体に登録させていただきながら、快適で安全な街を保つための環境づくりの啓発活動をしてまいりましたが、なかなかうまく改善できなかったという現状に至っております。

その中で、協議会としても区民への健康被害とか幼稚園児とか大人も子どもも御老人も体が不自由な方もいろんなところを皆さんが通行でき、また県外からのお客さんも迎え入れるようなきれいな町にしていかなあかんというようなところを皆さんの中でご議論が始まり、1年半ほど皆さんの中でお話をさせていただきながら、協議会の中でやっぱり路上喫煙の禁止、区の思いと地域の思いが一緒になったら大阪市が動いてくれる、そういうような形になったところでやっぱり町の環境をきれいにするためにやっぱり一つ、一歩前に進もうやないかというお話になりまして、区としても地域のそういう思いをとらまえて、路上喫煙の禁止地区について制度設計していくということでこのように至ったわけでございます。

その中で、ただむやみやたらに私どももあかんあかんっていうようなことを考えているわけではなく、平成25年度には、一定、京橋のエリアで調査事業もさせていただきました。その中で、やっぱり京橋の環状線の西側あたり、全体でエリアとしても定点調査の中で5、000本からのたばこの吸い殻のごみ捨てもあるし、御堂筋と比べてメーター当たりの通行量もかなり多いというようなことで、交通量、通行量に関してもやっぱりそれなりの危険度は高いという統計も出ておるといふ中身を踏まえまして、京橋の協議会でもお諮りをさせていただき、その中で、地元の方々として取り

込む地域、どこがええかというようなことを選定いただいた上で、区の方針として打ち上げてきたというような状況になっておるところでございます。

エリアにつきましてですが、そのA3の案のところに書かせていただいておりますとおり、環状線の西側、1号線の南側、それから京阪片町口の交番がありますバス通りの南北の道、それからダイエー京橋店の北側という通路的には比較的わかりやすいところで指定するエリアとして指定してはどうかと。

この中やと通勤、通学、それから買い物客、それから観光への移動客、大阪城の移動、OBPへの移動も含めてかなりの通行量がある中で、滞留喫煙などをされる方がたくさんいらっしゃるというようなことがあるので、そこのところの環境をきれいにして、人が安心して歩ける町にしていきたい。そんなことを進めるためのエリア設定として協議会全体でお話をさせていただいた中で決まってきたエリアということになっております。

以上です。

○山西委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまより質疑応答に入りたいと思います。

現在、5月30日から6月30日という期間でパブリック・コメントが実施されております。今日は、パブリック・コメントの結果がまだですので、総括的な質問のみをお受けした上でパブリック・コメントの結果も踏まえて、次回に本格的な審議をしたいというふうに思います。

それでは、御意見、御質問等ございますでしょうか。

○大久保委員　　京橋周辺の大変、交通量、通行量の多いところでこのような意欲的な取り組みをされるということは大変意義のあることだと思うんですけども、ここでは、まち協が、月に2回くらいずつですか、清掃活動をされてきて、実績をつくってこられたということなんですけれども、そのまち協の構成と言いますか、参加していただいているのはどういう方々で、どのくらいの方が参加していただいているのかということが第1点と、それから、京橋駅前連絡通路の路上喫煙率で見ますと、まだ

もちろん禁止区域になってないわけですが、マナー向上エリアのうちですね、順調に減ってきているエリアもあるし、京橋のほうは先ほどのデータで見ますと、増えたり減ったりと、それは原因としては何か、どんなことが考えられるのかというのが2点目です。

3点目といたしましては、そのことと関係するんですけども、ここは恐らく、ここでお住まいの方がここを通るというよりも、一時的な通行といいますか、観光でありますとか、というような方が多いのかなという気もするんですけど、その割合はある程度わかるのかどうかということなんですね。

つまり、区政会議の参加者っていうのは、やはりそこで御商売をされている方とか、あるいは通勤くらいまでかなと思うんですけども、通勤の方、あるいは観光の方の意見みたいなものは、パブコメはもちろん反映されると思うんですけども、何かマナー地区に設定している段階で反応というものがありませんでしたらちょっと教えていただきたいと思います。

○都島区小田課長　　まち協のメンバーですが、地元の桜ノ宮連合の振興町会さん、それから京橋地区商店街連絡協議会としまして、京橋のエリアにあります9つの商店街プラス料理組合さん、当然、モールさんとはコムズガーデンは全部入ってますね。それからJR西日本旅客鉄道さん、それから京阪電気鉄道さん、都島警察、消防署、国土交通省の大阪府工事事務所、それから環境局の北部環境事業センターに建設局の中浜工営所、下水道管理事務所に区役所というのが大体のメンバーになっております。あと、オブザーバー的な方がお越しになりますけれども、主なメンバーとしては、こちらになっております。

それから、実際の清掃活動に関しましては、木曜日、第2木曜日と第4木曜日の夜に京橋の協議会としての活動はやっております。

ただ、それ以外のところで、ボランティア活動として商店街の一部のエリアの方々なんかはそのすき間を、また事業者さんとして、銀行さんなんかも皆がやってないところを、それから桜宮中学さんも月に1回ずつ。それからたばこ商さんも月に1回、京

橋駅前をということで、いろんな方々が違う時間帯で、違う取り組みとしての活動をしていただいているというのが実態です。

それから、量的な問題につきましては、実際に通勤客というかそこを通過される方が実際には、京橋のエリアでの路上喫煙は大きいとっております。

地元の方々は、よくおっしゃるんですけども、自分たちの町を自分たちでは汚さない。ごみは放らないし、健康被害を自分たちで起こすようなことはしない。だからやっぱりそういう人たちに対する啓発は行政として、取り組みの中できちんとPRをし、周知もしていかなあかんということは御意見をいただいておりますので、それは認識しているところでございます。

ただ、流入人口は確かに京橋は多いところですので、そういう人たちがやってしまうというのと、あとは土日なんかの買い物のお客さんとか、滞留される方につきましてもやっぱり流入される方、待ち合わせの方というような形が多いのは事実だというふうに思っております。

ただ、通行量の関係で喫煙率の、単純な喫煙率ではなくて、道路幅とか、通行時間帯のそういう中で絞っていきますとやはり、かなりの危険度にはなるというのは統計的に出ております。

それから、平成23年度にもう一度京橋で意識調査をしております。

その中で、京橋自体のイメージといいますか、そのへんの話をご頂戴して、そのときは、通行される方、通られる方を対象に統計をとらせていただいて、調査をさせていただいているんですけども、やっぱり臭いとか汚いとかっていうイメージがかなり多くて、地元の方々はその調査事業の結果を見られて、かなりショックを受けられ、やっぱり何とかせなあんというような思いになったというのがこの間の流れの中であるかと思っております。

そのくらいでよかったですでしょうか。なんか忘れてますでしょうか。

○大久保委員 区政会議の中ではどのような議論を。

○都島区小田課長 区政会議に関しましては、うちの予算事業としての説明、予算

上げるというような説明と、予算計上した後の補正予算にまた上げますよというようなお話をさせていただきながら、メンバーさんが、連合さんの会長さんなんかは比較的やっていかなあかんっていうような思い持ちはるし、商店街さんもいてはったんで、その中での御議論として。

いろんな形で若い方もいらっしゃったりする構成メンバーの中ですから。ただ、基本的には区内に住んでおられる方がメインの構成メンバーになっているところに関しては、いたし方が無いというような御意見しかもらえないということになるかと思えますけれども。

だから、通勤、通学、通過される方の区政会議への御出席ということはかなっておりませんので、そこらへんはいろんな形でくみ取り方をうちも考えていかなあかんのかなとは思っております。

○山西委員長　大久保委員、いいでしょうか。

○大久保委員　はい。

○山西委員長　ほかに御意見、御質問は。

吉田委員。

○吉田委員　先ほど、事務局のほうでこれまでの経緯なんかですね、答申のポイントについて御説明いただいたんですが、私、前回の答申のときにも参加させていただいたんですが、確かに答申内容のポイントの地区の指定についてはこのとおりなんです、確か留意点があったかと思われま。その点もやはり明記されないと完全な答申の継続性という意味からすると、若干御説明不足かなと。

何かと言いますと、私どももいろいろ議論した中でやっぱり喫煙所ですね、マナーを守った上での喫煙の設備もやっぱりつくっておかないと、単なる禁止地区、全面的にするだけでは難しいんじゃないかというようなことを留意点にしておったかと思われま。

それに関しまして、今回の都島地域についてのもので、現状のお考えをお示しいただきたいんですけれども。かなり広範囲なエリアの指定をお考えになっておられま。

し、若干地域特性から考えると、御堂筋や大阪市、中之島周辺とちょっと違った意味合いの地域もあると思われる中ですね、そういった喫煙設備についての件についてはどのようなお考えをされておられるのでしょうか。

○山西委員長 事務局のほうから御回答をお願いできますでしょうか。

○金箱課長 まず、吉田委員の冒頭の、最初の平成25年6月の部分につきましては、申しわけございません。確かに全部、全てあらわしておりませんので、その点不足点があったと思います。

それとともに、この場をお借りしましてそもそも平成19年の一番最初のときに喫煙の設備のあり方につきまして本委員会で答申を受けたその内容につきまして、まず補足させていただきたいと思います。

当初から喫煙設備につきましては、この条例がたばこを吸う人と吸わない人が共存してやっていくための条例ということで、たばこを排除するという目的で制定したんじゃないというところからいろいろ議論をいただいたところでございます。

その中で、喫煙設備を設けるに当たっては、この条例がもつ、たばこをマナーを守ってやっていこうということのPRとか、そういうふうな対外的にここで吸ってもいいということは逆に言うと、たばこというのは、きちんとマナー、節度を持って吸わないといけないということをアピールする、そういうことをまず考えて喫煙設備を。

それからもう一つは、たばこの煙、それから火という、そもそも子どもさんとか通行人とかそういう危険、そういうのが及ばない場所。そういうことを踏まえて喫煙場所について考えていけないといけないというのが、平成19年の答申の中にまずございました。

その上で、先ほど吉田委員からありましたように、前回も喫煙所につきましてはできるだけ喫煙禁止地区内、禁止地区に近い場所に他人に迷惑や危険を及ぼす恐れがなく、PR効果をもつということでの検討をということが留意点ということで上がっております。

したがいまして、その点、漏れました点、おわびするとともに喫煙設備につきまし

てはそういった観点から検討していかないといけないというふうに考えております。

その上で具体の今回の禁止地区のところにおきましての検討でございますが、先ほども委員長からいただきましたようにパブリック・コメントがまだ全部終わっておりません。その中では、当然先ほど大久保委員からありましたように通行人においても排除するんじゃなくて、通行人の方でもそういった形のものが、たばこが吸えるとかそういうことも考えてほしいという意見もありますし、逆にたばこで迷惑している、やっぱり禁止地区をきっちりやってほしいという意見も今、最終ではございませんけれども、途中経過、43件ほど集まっておる中では、そういったいろんな意見がさまざまございます。

先ほど委員長も申されたとおり、そういったことがまだ資料として固まっておりますので、事務局としてはできましたら、次回の委員会の場でそういうことを、パブリック・コメントとそれから禁止地区についてどういった検討を行って、どういったことを考えられるかという資料もおつけして、議論いただければ非常にありがたいなと思っておりますので、まず全体といたしましては、そういったことで御説明をさせていただきます。

補足ということで都島区役所さんから。

○都島区小田課長　　都島区役所の小田でございます。

金箱課長がほとんどおしゃべりになりましたんであれなんですけども、バランスやと思います。要はたばこ吸う人とたばこを吸わない人がそれぞれの立場でそれぞれが納得できる場所があるとかないとかっていうことが、まずありきかなとは思いますが。

それと、一定の完全隔離は今のところは大阪市でもやっておりませんので、設備投資的な問題も多少あるかとは思いますが、要はそういう場所を設置するだけの合理性みたいなものと、それから吸う方は吸うところ欲しいとおっしゃいますし、吸わない方はせっかくするんやからいらんやろ、というところらへんのバランス感覚の中でただ、つくることつからないこととか、たばこをどうのこうのっていうことで、まず、そういう環境的な場所が京橋のこの場所の中にあるかどうかというところを精査した上で、

ご議論の中に参加させていただければなというふうに思ってますし、ただ、そのところは私どものほうもちょっと足でかせいでみたり、現場を、実際にずっと区でするので大概のことは知ってるつもりではおりますけども、つぶさに見て回りながら、看板の設置とかシートの設置なんかを踏まえまして、合理性と納得性みたなものをきちんと整理した上でということになるのかなというふうには現時点では考えておるところです。

○山西委員長 ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

その他、御意見、御質問ございますでしょうか。

田中委員のほうから。

○田中委員 この都島区の京橋地域は、比較的通行者が多いということは、理解はされているんですけども、全市レベルで見た場合に、どのぐらいの乗降客数なのかですとか、もちろんそれは調査としてはされているので数字としておさえられてるといところで認識してもよろしいでしょうか。

○都島区小田課長 京橋全体としては、京橋の乗降口を含めて、乗りかえ口等について、一日70万、50万から70万の間ぐらいということで、平日と休日と祝日違いますけれども50万から70万の間ぐらいで人が動いているというのは事実でございます。

○田中委員 例えば、その全市レベルで見た場合というのは。

○都島区小田課長 大阪駅周辺には全くかないません。それから天王寺も都島の京橋よりは大きいかと思えます。難波も大きいかと思えます。その次あたりかと。

○田中委員 その次くらい。

ありがとうございました。

○山西委員長 その他、御意見、御質問ございますでしょうか。

藪根委員のほうから。

○藪根委員 質問ということではないんですけども、PTAを代表してこちらに

こさせていただきますので、お願いを一つということ。

喫煙所の設置という面におきまして、このエリアにおいては塾なんかもたくさん増えてきてますし、近くにも学校なんかがありまして、子供が1人で歩いているということが大変見受けられると思いますので、子供たちの安全を特に確保できるような場所で喫煙所の設置ということをちょっとお考えいただきたいなと思います。

○山西委員 事務局のほうから、ただいまの御意見に対して。

○都島区小田課長 都島区小田です。当然そういうことやと思っています。いろんな方々のいろんな状況の中を環境整備できた上での設置になっていくのが当然やと思っていますので、そのへんは重々考慮させていただくつもりではあります。

○山西委員長 あと御意見、御質問ございますでしょうか。

○大久保委員 今後も検討されるだと思っんですけども、あそこを見ていると結構通勤客は乗りかえなんかよりやはり朝は最短距離をとって行くと思うんですが、やはり路上で喫煙されるというのは夜の繁華街が開く時間帯という理解でよろしいんですかね。それとも朝もわりと移動する場所が広ければですね、どっかに喫煙場所を乗りかえのときに場所でとれると思うんですけども、わりとそんなに広くはないというイメージがあるんですけども。

○都島区小田課長 実際の動き、私も京橋使っておりますので、毎日見てる状況なんですけど、一番目につくのは、JRおりて京阪への乗りかえの連絡通路のところ、それからダイエーさんに抜けるあの横断歩道みたいな歩道のところ、それからコムズガーデンの上の京橋公園、地下鉄の動線があるところ、それから京阪の片町口のところから京阪向きと大阪城公園向きと地下鉄向きとというあの片町の交番の前あたり、あのへんは明らかに通勤客さんということが通常朝、夕、起こってます。

ただ、夜になりますと、今度は滞留、広場、公園とかはすき間に滞留される状況がふえてきて、そこでの飲食もあって、たばこ吸ってパチンコするみたいなことでやっちゃうってことが夜から土日にかけては多いかもしれない。ただ、平日は、当然夜はそういう状態になりますけど、雨の日なんかやったらJRのホームの方まで臭いは上

がったりすることも経験はさせていただいております。

○山西委員長　あと、御意見、御質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の段階ではこの程度とさせていただきますして、事務局のほうからその他何かございますか。

○金箱課長　今後のスケジュールと言いますか、先ほどの禁止地区の指定というのを案のときにちょっと御説明が不十分だったんですけれども、今回の委員会で、答申をいただいたのち、11月ぐらいをめどに、来年2月から禁止地区の指定、過料徴収をということで、できましたら予定していきたいというのが事務局の考えでございます。

したがいまして、先ほど吉田委員、各委員の皆様からいただいた意見で、本日のところは資料が不十分なので議論はいただいておりますが、できましたら次回に先ほどのパブリック・コメントの結果、それから喫煙場所についての検討、考え方、そういう資料をお出しした上でそのところの議論をいただいた上、9月上旬ぐらいに諮問に対する答申をいただければというふうに事務局考えております。

一方的な考えで申しわけございませんけれども、そういった形で進めていければ非常にありがたい。したがいまして、7月にできましたらもう一度委員会をお願いできたらなと思っております。私どものほうから一方的ですけれども、そういうことで考えておりますので、ちょっとつけ加えさせていただきます。以上です。

○山西委員長　ありがとうございます。

金箱課長のほうの説明によりますと9月上旬までには委員会としての答申を出す必要があるということでできれば11月には決定した上で、2月から実施という形で入りたいということですので、委員会としましては、パブリック・コメント等の結果の内容とそれから喫煙場所の設置の具体的な内容。それから私のほうからもう一点、その禁止区域の「ここである」という明示する方法だとか、明示する場所だとかそういったことも具体的に明らかにしてもらった上で、7月また日程調整させていただきます

して委員会を開催したいというふうに思いますがいかがでしょうか。

それで結構でしょうか。

○吉田委員 委員長、一つだけ。

○山西委員長 はい、吉田委員。

○吉田委員 先ほどから御説明されておられますパブリック・コメントについてな
んでございますが、先ほど現時点で43件という数字の御説明がございましたんです
が、私いつも大阪市さん行政のこのパブリック・コメントのスタンスについて疑問を
呈しておるんですが、パブリック・コメントしているよというホームページに出てる
だけなんですよね。それって本当に、熱心な方はそれを見られるんでしょうけども、
我々が知りたい、コメントを求めたい層になかなかですね、果たして浸透しているん
だろうかと。そういう方々からのコメントをいただいているのかとそういう疑問が
常々あるんですよ。

だからこの都島区でこういう大事な問題を議論する中に今、まだ43件程度。これ
がずっとバアッとふえるとは到底、今の状態です、考えられないんですね。

何が言いたいかと言いますと、やはり受け身で「やってるよ」とだけの表示だけで
なくて、やはりいろんな層からの御意見をですね、パブリック・コメントやってるん
で、出してほしいと。どうこうせいとかじゃなくてですね。そういった形で各層から
の意見を求めるような姿勢が別途ないと、やはり区民の総意であるとかですね、階層
の意見を聞いたと。形だけパブリック・コメントやりました、みたいな形で終わって
いるのがですね、よく他の行政の施策の中でも感じられるんですね。常々私、それ申
し上げているんですけども。もう少し意見を吸い上げるようなね、仕掛け、工夫も
一方でしていただけるとありがたいなと思います。できる範囲で結構ですので、お願
いしたいと思います。

○山西委員長 ただいまの吉田委員からの意見に対して、事務局のほうからコメン
トございますか。

○金箱課長 おっしゃる点はごもっともです。件数としてはもっと、当然たくさん

の意見をいただくに越したことはないというのは十分に認識しております。

ただ、パブリック・コメントも手続として、ちょっと今やっておりますので、すぐにどうこう、特効薬的なことはちょっと申しわけないですけども今の段階ではないのかなと。

ただ、この間、私どもは京橋エリアに限らず、市民の声でいろいろ出てる意見も踏まえて、こういうことを踏まえて今、大阪市民がいろいろたばこに対してこういう認識もっておるということも補足して次の委員会ではそういったことを踏まえて、京橋におけるパブリック・コメント、あわせて御説明したいなど。そういう形で今回については対応していきたいなと思っております。

今後は、今の吉田委員の意見を踏まえまして、今後、禁止地区というのはこれ一回で終わりということではなしに各区には、それぞれ説明したときに絶えず各区で体制とか、予算が整えばそれぞれまた御相談をということで御説明、前回、去年しましたんで、今後そういったことが出てくると思います。そのときには、今回と同じような形の繰り返しではなしに、今の形を踏まえて少しでも幅広い意見を取り上げていきたいというふうに考えておりますので、そういった対応でお願いできないかなと思っております。

○山西委員長　　その他、本日の議題以外に会議全体を通じまして何か各委員の方々から御質問なり御意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特にないようですので、本日の議事につきましては以上で終了とさせていただきます。

9月上旬答申という大変短い期間での答申をまとめあげなければならない状況であります。7月の次回の委員会、またぜひ皆さん御出席、また御審議のほうよろしくお願いたします。

どうもありがとうございました。

○事務局（北野課長代理）　　本日は山西委員長を初め、委員の皆様方には大変お忙しい中、御審議を賜り、まことにありがとうございます。

以上をもちまして本日の大阪市路上喫煙対策委員会、終了とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

閉会　午後 3 時 5 1 分